

議案第3号

愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

愛西市行政改革推進委員会設置条例（平成17年愛西市条例第170号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、委員の任期を変更するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

愛西市行政改革推進委員会設置条例（平成17年愛西市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3年」を「4年」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。